

関西広域連合議会の定数について

1 定数配分の考え方

(1) 均等割

各構成団体に1人ずつ配分する。

(2) 人口割

均等割に以下の人口区分に応じた加算を行う。

人口250万未満の構成団体	1人
人口250万以上500万未満の構成団体	2人
人口500万以上750万未満の構成団体	3人
人口750万以上の構成団体	4人

2 定数案

20人（下表のとおり）

府県名	人口 (H17国勢調査)	人口構成比(%)	議員数		
			均等割	人口割	計
滋賀県	1,380,361	6.6%	1	1	2
京都府	2,647,660	12.7%	1	2	3
大阪府	8,817,166	42.2%	1	4	5
兵庫県	5,590,601	26.8%	1	3	4
和歌山県	1,035,969	5.0%	1	1	2
鳥取県	607,012	2.9%	1	1	2
徳島県	809,950	3.9%	1	1	2
計	20,888,719	100.0%	7	13	20

※ 一票の格差
5.81倍（鳥取県：大阪府）

参考：最高裁判例

- ・格差5.85倍 合憲（1986年参院選）
- ・格差6.59倍 違憲（1992年参院選）

3 「一票の格差」に対する考え方

(1) 各構成団体の代表としての性格

広域連合の設立、構成団体の増減・処理する事務の変更・規約の変更、解散、財産処分の際には、すべての構成団体の議会の議決を要することとされ、各構成団体の意向に沿って運営される仕組みとなっていることから、広域連合議会は、「地域（各構成団体）の代表」としての性格が強いと考えられる。

(2) 参議院との類似性

一般的に、国会の制度として二院制を採用する場合、「下院」の議員は、「国民の代表」として、人口に比例して選出されるのが基本であるが、「上院」の議員は、「地域の代表」「州の代表」といった性格を有し、必ずしも人口に比例して選出されるわけではない。「上院」に該当するわが国の参議院は、選挙区が都道府県単位となっており、「都道府県の代表」としての性格が強いことから、府県議会毎に議員を選出いただく関西広域連合議会と参議院は類似性が高い。

(3) 最高裁の判例

関西広域連合議会と類似性が高い参院選に関して「一票の格差」が争われた最高裁の裁判では、6倍未満の格差を合憲とする判例があることから、5.81倍となる関西広域連合議会議員の「一票の格差」の格差は許されるものと考えている。

(参考：参院選の「一票の格差」に関する主な最高裁判例)

投票日	判決日	格差	判決
1986年（昭和61年）7月6日	1988年（昭和63年）10月21日	5.85	合憲
1992年（平成4年）7月26日	1996年（平成8年）9月11日	6.59	違憲状態
1995年（平成7年）7月23日	1998年（平成10年）9月2日	4.97	合憲
1998年（平成10年）7月12日	2000年（平成12年）9月6日	4.98	合憲
2001年（平成13年）7月29日	2004年（平成16年）1月14日	5.06	合憲
2004年（平成16年）7月11日	2006年（平成18年）10月4日	5.13	合憲
2007年（平成19年）7月29日	2009年（平成21年）9月30日	4.86	合憲

4 広域連合議会等の組織の見直し

広域連合が国から事務の移譲を受けて処理するなど、事務を拡充する場合などの場合は、住民の生活に大幅な影響を及ぼすことがあり、また、広域連合の体制を強化する必要があると考えられる。このため、広域連合の議会の構成をはじめとする広域連合の基本的な体制のあり方を見直すこととしており、規約の附則に見直し規定を設けている。

関西広域連合規約案（抜粋）

附 則

（検討）

- 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であって、当該事務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められるときにおいては、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。